

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



# 福島県報

## 目次

- 告示
- 指定漁船を普通損害保険に付すべきことについて同意があった件 一六三
  - 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 一六三
- 公告
- 随意契約の相手方を決定した件 一六三
  - 農用地保全施設等の管理規程の変更を認可した件 一六三
  - 一般競争入札を行う件 一六四
  - 福島県人事委員会 一六四
  - 県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 一六五

## 告示

### 福島県告示第九十六号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定により、鹿島加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことについて同意があった。

令和元年八月六日

福島県知事 内堀雅雄  
（水産課）

### 福島県告示第九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和元年八月六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所  
南会津郡下郷町大字高隋字堂杭山乙二七七五の三（国有林）
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

（森林保全課）

## 公告

## 公告第76号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるふくしま森林クラウドシステム導入業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和元年8月6日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
ふくしま森林クラウドシステム導入業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県農林水産部農林水産総室農林総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和元年7月3日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社パスコ 東京都目黒区東山一丁目1番2号
- 5 随意契約に係る契約金額  
34,100,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

（農林総務課）

## 公告第七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第三項の規定により、  
日和田頭首工管理規程の変更について、令和元年七月二十六日次のとおり認可した。  
令和元年八月六日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 管理規程を定めた者の名称  
矢吹原土地改良区
- 二 管理規程の概要

## 1 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、毎年五月一日から九月十日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

## 2 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具等を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

## 3 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

## 4 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

（農村計画課）

## 公告第78号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和元年8月6日

福島県知事 内堀 雅雄

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 中型バス 2台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和2年3月31日（火）
- (4) 納入場所 福島県立石川支援学校たまかわ校及び福島県立大笹生支援学校

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和元年9月2日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和元年9月2日（月）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

## 4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和元年8月6日（火）から同年9月2日（月）まで（土曜日、日曜日及び同年8月12日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

## 5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙15枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和元年8月21日（水）午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和元年8月21日（水）午後2時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和元年9月20日（金）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月19日（木）午後5時までに必着のこと。）

## 6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

## 7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に

関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Two mid-size buses
- (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 20 September 2019
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 19 September 2019
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)

福島県人事委員会

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年八月六日

福島県人事委員会

委員長職務代理人 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第四号

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

別表須賀川市の項中「次長 課長 市民交流センター整備室長」を「市民交流センター次長 課長」に改め、同表二本松市の項中「事務局次長」を「事務局次長」に改め、同表田村市の項中「社会資本整備対策課 課長」を「社会資本整備対策課 課長 経営戦略室長」に改め、同表南相馬市の項中「課長 経営企画室長」を「課長」に改め、同表伊達市の項中「契約検査室長 高速道路推進室長」を「契約検査室長」に、

「総合支所 総合支所長」を「総合支所 総合支所長」に、「幼稚園 園長」を「総合支所 公民館 館長」を「学校給食センター 所長」に改め、同表本宮市の項中「公民館 館長」を「公民館 館長」に改め、伊達郡国見町の項中「町長部局 教育委員会 課長」を「町長部局 教育委員会 課長」に改め、同表安達郡大玉村の項中「町長部局 教育委員会 課長」を「町長部局 教育委員会 課長」に改め、同表鏡石町の項中「出納室 室長」を「出納室 室長」に改め、同表南会津郡檜枝岐村の項中「特産事業所 支配人」を「特産事業所 支配人」に改め、同表大沼郡会津美里町の項中「教育次長 課長」を「課長」に改

れあい文化ホール 館長  
「地域包括支援センター 所長」を「地域包括支援センター 所長」に改め、同表岩

支配人」

め、同表東白川郡矢祭町の項中 「町長部局 課長  
教育委員会 教育長 を 「町長部局  
教育委員会事務局 課長」  
教育委員会事務局

課長 「選挙管理委員会 書記長  
に改め、同表双葉郡広野町の項中 「選挙管理委  
員会 書記長」  
保育所 所長 を「選挙管理委  
員会 書記長」  
幼稚園 園長」

員会 書記長」に改め、同表双葉郡大熊町の項中 「町長部局 課長  
出納室 室長 「町  
教育委員会 教育長 を 出  
教育委員会事務局 課長」 教

長部局 課長 用地対策室長  
納室 室長 に改め、同表双葉地方広域市町村圏組合の項中  
育委員会事務局 課長

「会計管理者部局 会計管理者  
環境センター 所長 を 「会計管理者部局 会計管理者  
衛生センター 所長 南部衛生センター 所長」 に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務審査課)